

B 57. 61

26

昭和三十三年四月十六日(水)

人口問題研究會

國情研究會



# 人口問題審議會第十六回總會議事速記錄

於地方職員會館

一 開 会 午後一時四十分

一 議 事 潛在失業対策に關する件

一 閉 会 午後三時四十二分

出席者(五十音順)

会 長 永井亨

委 員 飯沼一省 石坂泰三(代)

大志摩 孫四郎 木村忠二郎

工 藤 昭四郎 沢田節藏

田 辺 繁雄 徳永久次(代)

中 西 実(代) 西島芳二

野 村 兼太郎 林 恵海

福 田 邦三 坂田健男

村 瀬 直養(代) 山本 杉

専門委員

加用 信夫(代) 北岡 寿逸

黒木 利克 館 稔

本多 龍雄 三原 信一

三濃口 時次郎 吉田 信邦

幹事 沢田 正二 島 静一(代)

加藤 信太郎(代) 立川 宗保(代)

有馬 元治(代)

午後一時四十分開会

○木村委員代理　それではただいまから第十六回人口問題審議会を開会いたします。

○永井会長　議事に入ります前に、内閣審議室室長をされておるところの吉田専門委員を第一部会の委員と指名したいと存じます。

同委員も御出席いただいておりますから、御紹介を申し上げます。

○吉田専門委員　吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○永井会長　それでは起草委員長からその後の経過を御報告することをお願いいたします。と思いますが、その前に最後の決議案の朗読をお願いいたします。

潜在失業対策に関する決議案

ま　え　が　き

かつて、本審議会は、昭和三十年の八月の「人口収容力に関する決議」に際して

わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明かにし、その打削のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに至つたので、わが国人口は、いま、既往の多産と現在の少死とがかさなり合つて、生産年令人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についての本審議会の見通しは、その後の雇用状況の推移の中でいよいよその確証を加えつつある。

この一兩年間日本経済はその量ならびに質において着しい成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しえたばかりでなく、雇用構造の近代化と高度化へのきざしも窺われるに至つた。しかしながら主として工業部門に吸収されたこれらの労働力も、その大部分は臨時工としての、乃至は中小企業部門での雇用の増加であつた。生産性も低く、所得も極めて少く、労働時間も正常でない、いわゆる不完全就業層は、こゝでもなお広汎に存在している。世界的にも注目の的となつた経済の警異的拡大のなかにか

いてすら、このような状況であつたことは、わが国における雇用関係の正常化がいかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむるに足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されているとおり、今までのように高いものではなくありえないであろう。現に昭和三二年一月一七日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されている。もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状況の改善には従来にましてさらに格段の努力を必要とするであらう。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡是正について特段の施策を行ひえないとするならば、正常な雇用の吸収はより停滞し賃金や所得の格差はより拡大して、国民経済の正常な発展そのものが阻害されるおそれがある。

本審議会はこのような観点から、特に潜在失業を中心として現状の分析を行ひ、とらるべき対策の方向を明らかにしようとするものである。

1. 本決議がここに特段の対策の対象としてとりあげる潜在失業とは表面からみれば

就業であるが正常な就業と見ることのできない就業である。いいかえれば、それは就業というよりも、失業の一形態と見られる就業である。わが国では不況期においてさえ失業者が顕在化されることはきわめてすくない。人口増加の圧迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれることなく、あたかも武蔵野の逃げ水のようになり、潜在失業として吸収されていく。それはわが国特有の経済構造と深くあつびついた現象であつた。したがつてこのような潜在失業は今では普通のこととして見逃され、真剣な政策の対象として取り上げられることがなかつたといつてよい。

しかしながら、最近の状況の変化はこの問題について真剣な考慮を払ふ必要をいよいよ痛感せしめる。国知のように大企業を中心とする産業部門は、世界市場での貿易競争にそなえて最近より一層設備の合理化、拡大に、技術の改善に努力を集中しつつある。しかしそこでは生産増大の反面、労働節約が行われている。これらの部門では賃金や所得は強力な労働組合の存在もあつて、比較的高く保たれている。しかるにこれと対蹠的に前近代的な労資関係になつた中小企業や家族経営による零細

企業、さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によつて補償してゆかねばならぬために、そこに雇用される労働力の潜在失業的性格をいよいよ濃化せざるをえない。このようにして経済雇用ならびに所得の不均等な發展が行われるならば社会的緊張の増大を招くこととなるであろう。わが国経済がその特殊な構造の中で今まで大過なく収容してきた大きな人口増加が深刻な人口問題としてとりあげられなければならぬ理由もまたそこにある。

3 戦後十年すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなしには今後ひきつづいて正常な前進を行うことはできない。潜在失業の存在は今や大きな社会不安の温床とさえなりつつある。景気変動の波も人口増加の趨勢も、いまは最も苦難な時期に差しかゝっているが、国経済の今後の正常な前進のためにはわれわれは当面の応急処置に終始するだけでなく、同時に勇氣と決断をもつて潜在失業問題の重大化する国民経済の場そのものの改編作業に手を打たねばならない。わが国人口問題の解決もそれをおいては望むべくもないであろう。



## 第一部 現状の分析

最近の増大しつつある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足、その他の原因によつて追加労働あるいは他への転業を希望するものが多い。これらばかりもなおさず、潜在失業増大化の一つの指標であるが、その分野は、わが国産業のあらゆる部分に及んでいる。大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその顕著の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のようなものである。

一、農業では、その労働力吸収の母胎である耕地面積が、戦後縮小している。多角経営への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとまではいえまい。之に対し農業に依存する労働力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剩的な就業状態は今ではほぼ旧に復したといつてよいが、しかし、農家の兼業が中、上層農家にまで増大傾向を示しているのは、この部門における労働力の過剩が新しく濃化している証左といえよう。戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく

農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とされる非生産的農家を増大させている。その一部は最近急速に脱落しはじめたが、しかし彼らの大部分はまだ完全に離農あるいは離村でさずに、猫額大の土地にしばりつけられている。

2 林業と漁業では賃労力の占める比率が大きいが、これらの賃労力にはまだ多分に古い雇用関係が残っている。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の三割は、潜在失業的状況といわれているが、家族全員の推多で且つ不完全な賃労所得をよせ集めて生計を立てているそのような零細農家の生活体制はその過剰賃労力を近代工業その他の産業の賃労力に転化させるのに極めて困難な事情にある。その点は零細兼業農家の場合もまたおなじである。

3 戦後は農林漁業部門も、経営合理化の必要に駆り立てられるに至ったので、戦前のように都市の失業を吸収する貯水池的な役割は最早はたさなくなった。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになったといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸収を担っている

のは主としてこれらの部門である。しかし工業の分野をとつてみても、低賃金層にぞくしているものは大きい。また戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分かはなはだ多い。なお、主として自己の住居で内取に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく苛酷であるにもかかわらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかなっていない。しかもこのような部面が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。

4 今やさらに、潜在失業的な症状が一般化しつつある。その全貌を単一の指標によつて計量することは多少尙題はあろうが、労働力調査の結果によれば、全就業のうち、週三十五時間ないし四十八時間というもつとも正常な形の就業者はあまり増加せず、週二〇時間未満あるいは週六〇時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年率着しく増加している。特に非農林業の自営部門ではこのような傾向が著しい。潜在失業的失業増加の一端はここにもはつきり窺われよう。

5 以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持している大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような潜在失業的な現象が普及しつつある。これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなくて、常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異つた賃金と労働条件におかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用関係が不安定であり、退職金その他の保障的制度からも除外されていることが多い。またこうした臨時労働者のうちで最も窮迫した層が職業安定所の窓口にあられる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前はとして農村の零細層から横すべりの形が移動してきたものであった。それが現在では、主として都市の諸産業からの落層人口によつて占められるに至つた。且つそれは一時的、待期的なものではなく、恒久的な形に変化し、失業対策事業の就労者にみられるように、一種の常時定職化の傾向を示すに至つている。

7. ニラした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈澱して行く。もちろん、被保護層は勿く能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものである。本来は貧困と失業とは区別すべきものである。しかし我が国のように、失業が失業として顕在化しないところでは、経済的にも、肉体的にも労働能力上のけじめは明かでない。いいかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合っているといえる。潜在失業の日本の形態の一端にニラした被保護層があることも忘れてはなるまい。

8. 最後に、新規学校卒業生についてみると、日本の産業は、既就業の経験者よりも未就業者として新規学校卒業生を需要する度合いが大きいために、新規学校卒業生の就職率は比較的好調を辿っている。農業その他の自家営業の家族従業者として残る者も最近はいちじるしく減ってきた。しかし自家以外で就職する新規学校卒業生の大部分は中小及び零細企業に吸収されているものであることを忘れてはならない。以上のような種々の姿をとっている潜在失業の共通的な点は、(1)低い所得、(2)正常でない労働時間、(3)不安定な雇用関係であり、またこれをその発生する産業の場から

みると中小、零細企業や自営部門が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剰供給に支えられていよいよ痼疾化しつつある点にある。

その実態を精確に計量することは、それが多岐多端な姿をとっているために、ほとんど不可能事にちかいが、仮りに現在国の公的扶助の対象となつてゐる被保護世帯とほぼおなじ程度、またはそれ以下の生活をしている低消費水準世帯だけを取りあげてみると、その総数は昭和三十一年四月の厚生行政基礎調査の結果によると、被保護世帯も加えて二四六万世帯、その世帯人員は二二一三万人で、総人口の二二パーセント余に及んでゐる（昭和三十二年「厚生白書」参照）。そしてこれら低消費低所得世帯内で何らかの収入活動に従事している労働力の総数は四三〇万余と概算されるが、それはわが国の全労働力の約二一パーセントを占めて、その歴大な底辺を形成している。もちろん、これらの労働力の中には、世帯主の所得が改善されることによつて乃至は社会保障の拡充強化されることによつて当然に非労働力化さるべきものも少なくないが、正常な労働力の所得の不足がおなじような低所得就業を更に増加させてゆく潜在失業の悪循環的拡大の姿は、これら最低生活者層において最も典型的に現われており、わが国今日の労働事情全般の問題点を示唆して遺憾ないものといえよう。

## 第二部 対策の方向

以上のように広汎かつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立しかたいことはいうまでもないが、可能なかぎりその対策を推し進めること、しかも経済ベースの上でその解決にむかつて努力を集中することが肝要である、かつこの過剰人口対策が、失業を顕在化し、その動きに対して対策を講ずるといふ方向をとらず、たとえは帰農政策のように却つてこれをより潜在化せうとする方向がうちだされたことは、われわれの不満とするところである。わが国の労働市場は、労働力への需要が旺盛なときには、供給力が上昇し、その反面不況の場合には、供給そのものが減退するといふような形をとらなかつた。その結果は経済政策上の焦点かつか丹にくく、失業対策は経済外的な救済政策的な方向をとらざるをえなかつた。このような点にかんがみてわれわれは潜在失業についてその経在的な背景をふさぎ明かにすることによつて、その上にたつての妥当な対策をつくり出さねばならない。潜在失業を生起せしめてゐる一番の原因は国民経済構造上の欠陥の痼疾化であり、その根本事態の改善

に政府と民間との協力体制の整備が必要である。もしもこのような整備が行われるならば、たとえ今後経済成長のテンポがスロウ・ダウンするとしても、解決に一步近づくことは可能であると信ずる。この点について本審議会がさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。それは一方においては経済的観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成を、また他方、これと併行して失業対策、社会保障の拡充整備を、いいかえれば両面的、総合的な対策の樹立と推進により解決の方向へ近づくことを要請したものであった。現状についてもこの点は十分妥当な見解だと考へらる。

このような観点からさし当つての方向と問題点を列記してみると以下のようである。農村はかつては過剰人口のプールであった。その低所得が、主として都市における低賃金と密接につながり、戦前の日本経済の拡大の基盤を提供していた。しかし戦後ではこれらの状況は大きく変化している。農地改革による自作農化は、戦後農業技術の画期的進歩や農業部門に対する財政支出の画期的増大と相まつて、農家所得を大幅に増



大にせよ農業経営に経済計算の精神をつよく導入するに至つた。戦前農村が受けもつていた不況の場合の失業者のプールとして社会的機能が着しく少なくなつてきたのもそのためである。しかしながらこのような前進は、最近の兼業農家の増加に見られるように、同時に農民の階層分解を一段とはげしいものにさせてあり、潜在失業問題を新しく濃化させてある。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となつてきたといえよう。急激な農業政策の変更はのぞみえられないけれども、この部門の過剩労働を新しい土地造込を通じて収容するとか、他の産業部門へ移出するとかの措置を促進することはわが経済政策の大きな課題として打ち出さなければならぬ。また農業部門とそのまま同一ではないが、林業や漁業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。

2 雇用の新規の吸収は、諸種の中小企業やサービス業にまつことが多かつたが、中小企業における低賃金は中小企業の輸出に占める割合の大きさからみても、ソシアルダンピングのそしりをうけやすく、それだけ貿易市場の拡大に阻害要因となりやすい。その上、中小企業で

の借入金は、ひいては大企業の合理化にも反作用し、大企業の生産力の上昇を阻害するとともに、また、大企業における生産品の国内市場を狭くし、機械工業など雇用吸収に寄与する産業の発展をマイナスにしている。しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上国際収支に依存する度合のつよいわが国では内需偏重の経済拡大は早期に行詰りを露呈する。われわれは長期的な観点に立つてこの中小企業と基幹産業との二重性的存立を相互の悪循環をさきうるかぎり打ちきるための方策を樹立する必要がある。

3 臨時労働者の極大な存在は労働経済の上では賃金や労働市場の流氷を徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策が推進される必要がある。

4 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべしとして、十分行われていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく弱められていると考えられる。これらの費用は年々増加してゆくと推察されるけれども、その使用についてむつと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は孤立し切離された対策では効果がすくない。国民経済の発展、高度化をもたらす長期の経済政策ないし経済計画と併行してその内部のマイナスを調整するための総合的な均衡をえた対策とならねばならない。しかも内部的不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られてゐる。人口の圧迫が戦前よりもなお甚しいことを考へれば、現在の表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在してゐるといえるかもしれない。

もちろん、人口増加の圧迫はそう長期につづいてゆくものではない。

出生率の低下にともない将来は労働人口の増加は漸減し、その上廻るような労働力の需要を生じる場合もないとはいえない。しかしそのような時期に国民経済の全般的な近代化を実現し国民生活水準の画期的な上昇を期待するには今から打つべき手を打つておかないと手おくれになる。労働力の移動は単に頭かすのやりくりだけで実現されるわけではない。

労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生することから国民経済にとつては最も不幸な

事態といわねばならぬ。本審議会は、当面の困難な諸情勢を十分に考慮しつつも、今こそ潜在失業対策が軌道にのせらるべき時期であることを広く朝野に訴えることを至当と考ふる。

### 第三部 対策の内容

以上の観点に立つて、当面実施されるべき潜在失業対策をあげれば以下のようなものである。

1. (産業政策の基本方向) その第一の方策は国の経済政策なかんずく産業政策の確立である。経済成長をできるかぎり安定性の上に極大化するための国の経済計画ないし政策がうち立てられなければならない。この観点から本審議会は最近発表された新長期経済計画に大いに期待するものであるが、経済計画の策定に当り、雇用の吸収とリわけその質的改善についてできうるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれは従来のように一律的且つ抽象的でなく、各産業、各地域における労働の吸収度についてそれぞれ検討を加えた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。

(1) 農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国民経済の進歩に遅れないように格段に向上する方針を確立するとともに、国民経済全般が次第に近代化するに依り、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹することとを望みたい。単に過大人口の収容の場となりがちな農業経営を企業としての基礎の上にのせることは、国民経済における跛行性を是正するうえに効果的な方法であるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過当な増加を適正化するためにも重要な施策であるとの認識に徹底し、これに基いて国民経済全般にわたる政策が実施されることが必要である。そのような見地から、この際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に対する対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、これを農業以外に吸収する積極的な転換方策を産業政策全体として打ち出すべきである。林業、漁業における潜在失業対策についてもこれに準じた対策がとられるべきであろう。

(2) 国の経済計画における投資計画の策定については、単なる資本効果のみならず

雇用効果についても十分な検討が必要である。このような観点からいえば、いわゆる重化学工業中心主義、もしくは基幹産業中心主義の経済運営は必ずしも効果的方法とは考えられない。わが国の経済成長は、輸出に大きく依存している。また輸出産業のなかにおける中小企業の比重がきつめて高い。これらの事情を考えるとき、今後の世界貿易の需要構造が重化学工業化してゆく大勢に順応しなから、特に機械工業やその他の加工産業における経済規模の拡大、生産性の向上にさらに格段の努力を集中すべきである。

(3) 今後潜在失業がより加重されてくると予想される都市の中小企業に対しては、技術、設備、経理にわたる内部的諸条件の改善にさらにより一層の努力を集中し、企業の体質改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均等なうがに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやり方が必要である。それとともに、可能なかぎり組織化の道を制度化してその存続を保証し、大企業との間の分野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。

要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつゝ、拡大を促進することが切望される。

2 (最低賃金制度その他) しかしながら、単なる経済的合理主義の観点からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできない。解決はもつと緊急を要するのである。したがつて、すでに現実に存在している潜在失業的就業部分に対しては、直接その失業的性格をなくするための対策をとる必要がある。このような観点から特にここでとりあげることが要請したいのは、最低賃金制度の実施である。周知のようにすでに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていることをはつきり再確認して、「最低賃金制度」をできうるかぎりその軌道にのせるよう措置することが必要である。これとともに家内労働法を制定し、内取その他の低賃金による労働強化に対しても、公正な基準を導入すべきである。

(1) 最低賃金 家内労働法は原則として全国一律に実施されることが望ましいがそれは一挙には困難であらう。このような制度を早急に実行することによつて反

面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうはつたり、また違反を余りにも拡大していわゆる正直者を思慮存目にあわせらるような矛盾や摩擦をつくりだすことは決して当をえた方策ではない。企業の特異性や地域的実状を十分頭に入れて漸次進めてゆかねばならないであろう。しかし政府はこのさい長期経済計画とにうみあわせて将来における完全実施を目途としてそれに向つて前進を開始することが必要である。

(2) 差し当つて局部的、暫定的に実施さるべき最低賃金制度も、単に業者間協定を事後的に公認するといふような仕方だけでなく、政府または中央、地方の賃金審議会の積極的な参与と指導が必要であろう。また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は雇傭者の組織の最も薄弱なところであるから、その実施に當つては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われることが望ましい。

(3) 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日傭制度や失業者救済のための公共事業



また未就業失業者保護などの全分野に亘つて、再検討が要請される。これらの諸措置が全般的に拡充されることが必要であることはいうまでもないが、国の長期経済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行われることが先決である。そのような立体的な、厚生、労働行政を通ずる体系化が行われなければ、潜在失業対策は眞の意味では前進できようもない。

3. (財政措置と国内体制の整備) 戦後の経済復興のテンポは目ざましくかつたといつても、一方では人口が異常に増加し、また他方では国際経済競争に伍して産業の合理化と高度化がおよそ要請されているのでわが国の産業水準と資本蓄積力はまだ低い。それだけに潜在失業対策を効果的に進めてゆくことは決して容易な業ではない。しかし潜在失業層の累積によつて、深刻化されつつある社会悪や社会不安は今のまま放置することは許されない。

当面可能なかぎり安定的な経済成長を遂げ、正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかねばならない。所以もそこから生じる。

一番必要なのはそのため、行政機関相互の緊密な連繫と国家予算の増大である。現在の国民の税負担は戦前よりも重いから税負担を軽減して民間における資本の蓄積をはかる必要があることはいうまでもないが、国民経済の全般的な発展と国民生活水準の全般的な上昇を保障するための諸対策については、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。

潜在失業発生の根源をたつためには、以上の措置だけではなしに、教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進等の措置も要請される。しかし、本決議においてははなによりも潜在失業と正面からとりくむ、これを漸進的に改善しようとする政府と国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望する。

附 帯 決 議

潜在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われているけれども、政府はこのさい対策実施の根拠となりうるような全国的実態調査を定期的に行うよう措置されたい。

○永井会長　それでは工藤委員から経過を御報告願いたいと思ひます。

○工藤委員　潜在失業対策に関する決議案につきまして、委員各位からいろいろの御

意見がออกมาして、決定に至るまで難航を饒けておりますか、起草委員会では皆

さん方からいろいろ出ました御意見を尊重いたしましたして、さらに慎重に

検討した結果、字句の訂正をやるとか、あるいは表現を改めるとか、また大中

に書き直したりいたしましたして、案を作りかえまして、さよう皆さんのところへ

その案をお配りしてあるわけでございます。

変更いたしましたところを二、三簡単に御説明申し上げます、第一ページの

最初から五行目に「わが国人口は」というのがあります、これは原案では「

われわれは」となつておつたのでございます。「われわれ」とは何であるかと

いう問題がございまして、「われわれ」という表現を全部これは字句を変えて

「われわれは」というのを「わが国人口は」とう改めたのであります。そ

れから二ページをおあげいただきまして、三行目から四行目にかかつておりま

すが、「いわゆる不完全就業層はここでもなお存在している。」原文ではそのあとに「もしも収縮の気配をみせていない。」という強い表現があらまして、「これはそうでないという御異論がございましたので、「もしも収縮の気配をみせていない。」というのを削りまして、「存在に存在している。」というごことに改めました。それから終りから三行目に「従来にましてさらに格段の努力」という表現がございますが、原文では「従来にましてさらに」というのがなかつたのです。もし意味を強めますために、「雇用状況の改善には従来にましてさらに」というのをつけ加えました。それから三ページの二行目の「本審議会は」とありますが、原文では「本決議は」となっておりましたのを、この書き出しを「本審議会は」と改めました。それから四行目のノのところですが、「本決議が」となっておりますが、前にはそれが「本審議회가」となっておりましたのを入れからたわけです。それから三ページの最後の行に「しかしながら、最近の状況の変化はこの問題について」というなっておりますが、

これも原文では「しかしながら、われわれは」となつておつたのを、同じよう  
な意味で「われわれは」を削りまして、そのかわり「最近の收勢の变化はこの  
問題について」というふうに改めました。四ページの第一行でございませうか。  
「拙う必要をいよいよ痛感せしめる」。これは原文では「拙わぬはならぬ」。  
となつておりますのを、少し表現を変えたのであります。それから同じペー  
ジの終りから五行目でございませうか。「所得の不均等な發展が行われるならば社  
会的緊張の増大を招くこととなるであらう」。これは原文には「所得の不均等  
な發展は雇用と所得における矛盾と社会的緊張を既往にまして加速的に増大せ  
しめつつある。」。こういうことになつておりましたか、これは少し表現を変わ  
りけて書いたのであります。それから終りから二行目に「人口増加が深刻な人  
口問題としてとりあげられなければならない理由もまたそこにある。」。こうな  
つておりますが、「とりあげられなければならない」というのが原文では「人  
口問題として現われるに至つた理由も」。こうなつております。これも表現を変

えたわけであります。

それから第一部の最初の方は別に問題がございませぬ。お手元に差し上げて  
ございます案の十一ページのところでございます。十一ページの九行目から十  
二ページの十行目に至るまでの間でございませぬか、これはいろいろ問題があり  
ました。計数的の測定でございます。この計数的測定については、原案では出  
所がはっきりしてはなかつたし、また八千円、六千円というような数字が出て  
おりまして、たいぶ御議論もあつたところでございます。そこでそのところ  
を全部書き改めまして、ここに引いてあります資料等も厚生省の白書そのもの  
を持つてきておりまして、あいまいな点を除いたわけでございます。それで改  
まつたものはさつと朗読いたしましたから、さらに私は朗読申し上げますんか  
原文をちよつとここで朗読いたします。その原案におきましては、

「その計数的測定はさかめて困難であるか、総理府総計局が昭和三一年七月に  
行った就業構造基本調査の結果に基いてその一端を窺つてみると次のようであ

る。

(イ) 世帯の収入、即ち全世帯員の勤労所得のほか、財産所得や公的扶助までも加えた現金収入の総額が一月平均一万円(但し農林業自営世帯については八千円)に満たない世帯は、単身者世帯の場合も加えて、四百万を二え、全世帯の二〇パーセントにちかいかい割合を占めているが、これらの最低所得世帯内において収入活動に稼働されている労働力の総数は、ほぼ六百万、総労働力の一五パーセントに及んでいる。

(ロ) また、個人を単位とし、家事や通学のかたわら仕事をしているような者を除いた仕事を主とする者のみについてこれをみると、その事業からの年間の実金収益が一〇万円(但し農林漁業の場合は六万円)に満たない自営業主の数は、農林漁業とその他で各々約百万人計約二百万人、自営業主総数の二〇パーセントを二えており、また一カ月の所得が八千円(但し二〇才未満では六千円)に満たない雇用の数は、男女計五百万人、総雇用量の三〇パーセント



ントちかくに達している。そのうち、男子のみをとつてもその数は二百三十

三二

万をこえ、男子雇着総数の一九パーセントにあつてゐる。

(イ) もし又、仕事を主とする雇着者について一律に月所得六千円未満のものを  
ひろつてみても、その総数は男女計三百三十五万、全雇着者の一四パーセン  
トにも達している。

これらの数字はいずれも事態の深刻さを実証して遺憾ないものといえよう。  
しかもわが国では今後十数年間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対  
策が実行されなにかぎり、それはさらに増大することがあつても縮小する公算  
は收ない。

こういう表現でございましたが、今申し上げましたように資料等も不十分でこ  
ざいましたので、これもすつかり書き改めました。十一ページの九行目の「そ  
の実態を精確に計量することは、」から始まりまして、十二ページの十行目の  
「わが国今日の労働事情全般の問題点を示唆して遺憾ないものといえよう」とま

で、これは全部書き改めたのでござります。

それから十二ページの十一行目から始まつてあります第二部の対策の方向でござります第二部の対策の方向でござります。その二行目に「対策が容易に確立しかたき」とはいうまでもないか」となつておりますが、原文では「いうまでもない。」とご切りまして、「われわれがここで強調したいのは、」こう入つてあつたのですか、これを削りました。

またその次の次の行に、「その解決にむかつて努力を集中することが肝要である。」これは字句だけの問題でござりますが、原文では、「努力を集中しなければならぬ。」ことである。「こういうふうになっております。それからすつと後びまして十七ページのおしまいから七行目でござりますが、「その内部のマチス調整するための総合的な均衡をえた対策とならぬはならぬ。しかも内部的な均衡の是正は今や緊急の必要に迫られている、人口の圧迫が戦前よりもなお」云々となつておげます。

ところが原案では「迫られている」の間に、「今日の世情はかつて昭和初頭の恐慌当時とその内面においても極めて類似した様相をもつといいうる。」というところが入っております。これは表現が少し強過ぎるものですから、それだけは削りました。そして次に原文は「人口の圧迫が当時よりも」となっております。そのを、「戦前よりも」と直しました。それから十八ページの終りの方でござりますが、第三節に入ります三行前、「本審議会は、当面の困難な諸情勢を十分に考慮しつつも、今こそ潜在失業対策が軌道にのせらるべき時期である。ことを広く朝野に訴えることを至当と考える。」こうなっておりますが、原文では「われわれは苦難の道を歩まなければならぬであろうけれども、今こそ官民力を併せて」と云々となっております。これは表現をかえまして、そういうふうにいたしました。

それから十九ページの(1)の「農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国民経済の進歩に遅れないように格段に向上する

方針を確立するとともに、国民経済全般が次第に近代化し、云々となつておりますが、それは国民経済全体の発展が必要だ、こういう御意見が強かつたのでございませう。それでそういうふうに書き改めたのでございませうか、原文では「格段に向上する方針を確立するとともに、新長期経済計画により国民経済が着実に成長し非農業部門の就業人口が増大し中小企業も次第に近代化する」というふうになつておりました。非農業部門とか中小企業とかいふのを書き分けてありますが、それを「国民経済全般が次第に近代化する」と、こういうふうに表示を書き改めたのであります。それから二十パーセントの最後の行で「正例的に高い」とか、「中小企業の比重がきりめて高い」と。これは前の表現は「正例的に高い」となつておりますのを、「きりめて高い」というふうに直しました。それからその次でございませうか、「これらの事情を考へるとき、今後の世界貿易の需要構造が重化学工業化してゆく大勢に順応しながら、特に機械工業やその他の加工産業における経済規模の拡大、生産性の向上にさらに格段の努力を集中

すべきである。これは前の審議会にもいろいろ御意見がございました。加工産業を非常に強く出し過ぎていた。やはり経済の規模は重化学工業でなければならぬ、こういうお話がございましたので、表現を改めて書き直したのでございます。原文によりますと、「これらの事情を考えると、重化学工業を中心主義にも再検討を加え、機械工業や雑貨工業等における経済規模の拡大、生産性の向上を実現することを主眼とし、重化学工業、エネルギー産業の整備などはこれを推進するための手段なりとの認識に基づいて、長期的観点に立つてより適切な方法であると考えられる。」という表現を全部削りまして、お手元に差し上げておるように改めたわけでありまして、それから最後のページであります。一時的には税負担の増大を来たしても、必ずや得ぬというような表現になつておりました。だいたい御議論がございましたから、それを書き改めたのでございませう。二十四ページの「現在の国民の税負担は戦前よりも重いから税負担を軽減して民間における資本の蓄積をはかる必要がある」とはいうまでもない

が、国民経済の全般的な発展と国民生活水準の全般的な発展と国民生活水準の全般的な上昇を保障するための着対策については、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。』こういう表現に変わったのでござります。原文ではそれが「現在の国民の税負担は戦前よりも重いけれども真に一切の他の政策に優先する」という意味で、他の国費を削つても、そのための国費の重点的な投入が必要である、もしも国や地方財団でそのための体制が整備されるならば、また余剰な他の部分からの国費の投入が困難だとするならば、一定の過渡的期間をかきつて、国民負担の若干の増加もまたやむを得ないであろう。』こういうふうなことでありましたのをすっかり削りまして、今申しましたように、「着対策については、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。こういうふうに改めたのであります。

起草委員会でのいろいろ検討しまして、書き改めたところは今申し上げた通りでござります。十分御審議をいただきまして、なるべくさうはもう決定して

いたたいて、起軍委員会の仕事から一つ解除していただきたいと存じます。

○永井会長　それでは、逓条審議をいたしましたでしょうか。一括審議をいたしましたでしょうか。

もう十分審議を重ねて参りましたから、一括して御審議を願いたいと思ひます。かいかでございませうか。――御異議がなければ一括して御審議を願うことにいたします。どうぞ御質問なり御意見なり、十分に御開陳を願ひます。

○吉田専門委員　いろいろと御論議になつてここまでまともまつて参りましたものです。からあまりよけいなことは申し上げたくないと思つて居りますが、ただどうしても氣になります点があるのでございませうか、この現状の分析といふところ、あるいは対策の方向、ことに現状の分析のところ、多岐なのでございませうか、何かこの潜在的失業が最近になつて非常にふえてきたという考え方が、考え方の基調をなしているように思ふのでございませうか。問題はむしろ日本経済の本質的な構造と申しますか――本質的と言つては言葉が悪いのですが、歴史的な構造と申しますか、明治以来の構造、それから資本主義への発展段階にあつて、

りわゆるおくれた資本主義というような形で、ことに日本の人口の多いという  
二ことも関連して残つてきた前時代的なものが非常にもとをなしている。いわ  
は一軒の家に大ぜいの家族が共かせぎでやつているとか、そのほか農家の兼業  
や何かでやつているといったような問題につきましても、終戦直後の経済にお  
いてはむしろそれが当りまゝであり、われわれ国家公務員にしても売り食いし  
ていかなければやつていけな、家族じゆうでゆかぬいとやつていけなとい  
うような特殊な形がたゞ人だん整理されてきて、今やつといわゆる近代的な労働  
者と申しますが、そういうような階層がはつきりと出てきた。従つてそこに過  
去の古いかすかはつきりと目に浮ぶようになってきたところ、現状の問  
題があるのじやなかつたか。この数年來になつて、たとえばこの八ページにこ  
さいますが、「自己の住居で内職に従事してける家内労働」云々、「ヒカモニ  
のような部面が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。」云々、「なかりつつある  
とらう形で考えられるのか。いわはそうという姿がはつきり目に浮ぶようになって



てきた。近代内な労働組合の結成以來、大企業労働者の地位が非常に向上してきて、そしてそこに一つの新しい労働者としての地位が確立されてきたというのがこの十年でござります。そしてそこにはつきりと家内工業や何かの姿というものが浮び出してきたというところに問題の認識を求めざるべきではなからうか。その次の女のところに「今や玄汎に、潜在失業的な症状が一般化しつつある」と書いてありますが、これは最近になって一般化したという問題でありましょうか。どうもそこいりの見方が少し概念的になつていゝるんじゃないかろうかという感じがいたすのでござります。従つてどうも問題の取り上げ方としては、要するに日本の経済がたんだん近代化し始めてきた、そういう過程において、今やつきりとこの過去の遺産であるところの日本の潜在失業者の問題がはつきりと目に浮んできた。そしてこれを直すのでなければ前進できない。そういう認識に立つべきだと思つたのですか。どうも表現の仕方は最近になつてそういうものが非常にふえてきたというように受け取られるところが多いこと

はりきこが残念であると考えております。

なおそのほか言葉かどうもちよつと熟しがつたところか幾つかあるのでござ  
いますか。たとえば十六ページのまん中ころに、「中小企業と基幹産業との二  
重性的存立また相互の悪循環をできるかぎりたぢきる。」これは大体想像は  
するのですか。どうも表現が少しむすかし過ぎて、いろいろな見方ができるの  
じやなかろうかという感じいたします。また対策の内容はつきましましては、一  
応私ともも大体の趣旨において同感でございすし、またこういうみた方向が  
重要であると思ひますか。同時にここにも目的の方にも書いてありますように  
経済的に行き方で、経済ベースの上でその解決に向つて努力していくという立  
場だけで、果してこのあとの課題が成つていくかどうか。たとえば中小企業の  
構造の変化を考えると、これは非常に必要なことだらうと思ふのでございす  
か。中小企業の近代化というようなものについて、何か経済ベース以上のもの  
が実質的には非常に必要なのじやなかろうかというような感じもいたしますが

そこのいらのところがどうもはつきりいたしかねるし、またそれによつて経済外約に  
どうやるんだということになる。さうにむすかしい問題が出てくる人しやな  
かろうか。それから最後の財政措置の問題ですが、ここいらについてもなかなか  
か判断はむすかしいところだろうと存じます。結局国民生活水準の全般的な上  
昇を保障するための諸対策について、国費の重点的な投入を行うということ  
については異議がござりませんが、果して国民負担をやしても、租税負担を  
やしてもいいのかという点になります。この点は非常に重大な判断の分れ目  
になつてくるのじやなかろうか。現在の経済政策として、現在多少増税しても  
それにつき込む必要があるというところまで判断することについては、私はま  
だ疑問と申しますか、要するにここにはひつかかりがある。政策全体については  
非常にいいと思う点も多いのでござりますが、それしやこれでやるんだという  
最終的な決意ができるかといわれると、ちよつとたじろかざるを得ないあまり  
にも重大な問題が残されていゝような感じかいたします。

今までのいふ御意見を申し上げてきて、最後にこういうことを申し上げる

のはどうかと思いますが、これは問題が非常に詳細に書かれてありますだけに、また問題が若干残るのじやなかろうかというような感じがあります。はなはだ啓蒙でございませうか。

○工藤委員　今吉田さんからお話があった最後の問題です。ね、税負担を増加していいか、いい点ですが、そういう御懸念があったものですからそれを削つてしまつてもう少し重点的に使つてもらいたいというように改めていゝのです。それを一つ御承知いただきたい。それから潜在失業的な症状がたんだんふえんとか、あるいは一般化しつゝあるという表現がここにあるのですけれども、これは鬼方が非常にむずかしいのですけれども、今お話がありましたように、過去にもあつたものが現在顕現してきている、こういう問題をいろいろ考へるようになってかゝりはつきりそれが表面に出てきたということも考へられるだろうけれども、しかし急激にふえてくる人口の圧迫その他から、それが広がりつつあることも考へられるわけです。これは一つ皆様方の御意見をいろいろ伺つた上で判断した

いと思います。

○永井会長　ほかに御意見はございませんか。

○沢田委員　ちよつと質問したいのですが、この第一部の現状の分析の最後の十一ページから十二ページにわたるところですが、これはただいまの御意見の通り、私もよくわからないのですけ水とも、この前の会でいろいろ数字の点について論議がありました。昨佐省の方の方々といえますか、何か非常な疑問のあったところが連絡が不十分だったというようなお話があつたと思うのですか、今度は見えますか、ほとんど手直しされているようですが、この点は疑問を表明しておられた方との打ち合せも済まされてこういうようになったのだと思いますか、そう解釈してよろしゅうございますか。

○黒木専門委員　厚生行政の基礎調査ということに関係いたしますから、厚生省の方から数字の御説明を申し上げたいと思います。

厚生行政基礎調査で世帯構成別の低消費水準世帯の推計をしたのかございま

すか、これは耕地三反以上、それから耕地三反未満に分けて、耕地三反未満の世帯を事業経営、常用勤労、日雇いの労働、家内労働その他に分けたのでござります。そうして、それぞれ在世帯数と、平均世帯人員と、世帯人員の総数それから有業率、それから有業人員、有業人員の推計値というふうに表等を作りました。計算をしてみた結果が四百三十一万人になるという推定値ができたのであります。ここに有業率の指数に、厚生省で従来やつておりました国民健康保険の調査、それから社会保険の基礎調査というような調査があるのであります。その調査による指数を使ったのでござります。

一、二の例を申し上げますと、耕地三反未満の世帯数が千四百七十三万あつたのです。そのうち事業経営の世帯数が十五万八千世帯、その世帯人員の総数が七十九万二ござります。

有業率の指数が四二でござります。そうしてそれをかけますと、三十三万一千八百という有業人員になるのでござりますが、そういうことで常用勤労、日

雇い労働、永内労働その他を總計したものが、先ほど申しました四百三十三万に  
なる、このうちでござります。

○工藤委員 今沢田委員からお話かござりましたか、あらかじめ労働省と打ち合せし  
たかつたのですか、打ち合せはしてないのでござりますが、前のここに引  
てあります資料、数字等が出所かはつきりしなかつたものですから、今厚生省  
の方から御説明願いましたような数字で問題かはつきりした、こういうこと  
でござります。

○永井委員 ほかには御意見はござりませんか。

○加用専門委員代理 二点はかりちよつとお伺ひしたのです。今般につきましてと  
うも言葉が非常にむすかしい言葉を使っているように思います。われわれも専  
門家ですが、それでもちよつと意味をとるのに困難である。そういうたゞ所が  
若干あるわけです。その点もう少し言葉をやさしく、一般の方にわかるように  
書いていたらい方がよいと思うのです。その一例をあげますと、十八ページ





不足するから、今からこの不足に対応しなければならぬ。そのため<sup>四八</sup>に労働の節

約をやるような技術革新を今かりしなればいかぬということを言っているの

ではないかと思うのですか。そうしますと現在この潜在失業者の解消というこ

と矛盾してくるということになりはしないかと思いますが、現在高度に技術

革新が進行している。つまり労働節約というような技術革新が進んでいるため

に、労働力が過剰になつてきている。そういうことを言う人もおります。私は

それも一面の見方だと思ふ。そうするとさらに現在の設備の近代化を進めなけ

ればいかぬ、あるいは技術革新を進めなければいかぬというのなら、さらに

潜在失業が出る可能性が出てくるわけなんです。そういう点前後の文章と矛盾

するとこのかあるのじやないだろうか。

私文章の意味を誤解しているのかもしれないか、そういう点誤解を与える可

能性があると思ひます。

それともう一つは八ページの女の「左記に、潜在失業者の症状が一般化し

つつある。「こういうことが書いてあるわけなのですが、潜在失業が一般化していることは事実なんで、それをどうしてつかまえるかということか非常にむずかしいのです。それで単一の指標によつて計画することは無意味であるということは事実なんです。それをここでは短時間就業という指標で潜在失業をふやしてきておりますが、これは非常な誤まりじやないか。これは統計局自体が短時間就業で潜在失業をふやしてはいかぬということを申しておりますが、なぜここで短時間就業ということを持ち出しているのか、その点ちよつと問題がある。農林業の場合は短時間就業の増加ということは、これはどこかほかに出てきますか、兼業農家の増加ということと非常に関連がありました。基幹労働力はほかの産業に転出する、やむなく家庭の仕事に主婦とか老人とかそういう人たちがお就業するために、短時間就業をするということになつております。これは必ずしも潜在失業とは結び付かないのです。前にも統計局でやつた調査では、こういつた短時間就業の問題、あるいは長時間就業の問題、こういつた

ものをなぜ短時間でやるのか、なぜ長時間でやるのかということを調査をい  
たしましたら、短時間の場合には仕事がないから短時間でやるのではなくて、  
みんな家事とか、学業とかいったしがるべき理由を持っているために短時間  
であるということになったようではありますが、その点こついつた問題を多少考  
慮されていただけはいいと思います。

今さらこつこつという問題を持ち出すのはどうかと思うのですが、そのほか述語の  
問題なんかにも多少むすかしい点があるような気がするわけなんです。その点  
ちよつと御検討願いたいと思います。

○永井会長 あいにく今日は原案を作成した稲葉委員が休みでありまして、本多専門委員からいただいた二案について御説明を願います。

○本多専門委員 私はその任ではございませぬが、一専門委員としていただいたいまの御意見に対しまして個人の意見を述べさせていただきます。

この次議案で滞在失業ということをお考えの場合に、今おつしやいましたように、必ずしも短時間という指標だけをつかまえておられるわけではないわけです。ここで短時間就業の問題を取り上げているのは、ここにも書いてあると思いますが、ただその一端をという意味で、インデックスから拾ってみればこういう形になっている。これだけで、あるいはそういう時間ではかった人数だけが滞在失業者であるというように断定してはならないわけでありまして、この次議案で滞在失業といっております問題は、抜く場合の一番の中心にしているインデックスはやはり所得の問題であると私は思います。それからもう一つ、オの案は労働力の過剰と不足が同時に現われてくるという案がおかしいという

お話をたつたのですが、これはつまりこういうことだろうと思ひます。今日のようにな、先ほどもお話がありましたが一、潜在失業ということとは、労働市場の不完全性と申しますか、とにかく日本の非常に歴史的な深い因縁がある経済構造のひずみそのものが問題になつて起きている問題なんです。将来労働力というものの補給が減つて参りました場合に、農村あるいは漁村なりにたくさん低所得の人口が潜在しているといたしましても、戻りない分をそこから引つぱつてくるということではできない。つまり労働力の質が違ふということ、しかもその質が違ふということが日本の経済構造の中で労働市場にたくさん断層を作つて不完全就業になつていく、こういうことがそもそも潜在失業の一番の前提でございましてすからこのところはこういうふうにお説みになつたらいいだろうと思ひます。つまり現在は潜在失業で困つてゐる、それから人口の圧迫が強い、  
 将来——将来というよりも現在、出生率が極端に下つていつておりますか、新  
 規労働力の補給というものが非常に少くなる事態になつてくる、そのときまで

に今からそういう日本の人口の構造そのものを直しておかないと、一方ではそういう近代産業のためのいい質の労働力の補給ができなくなる、農山漁村なんかの家内労働力というものを、二つちで不足しているのに、吸収できないうい争態が発生する、そういう心配をここで言っているわけでありませう。

○加用専門委員代理本多善内委員が執筆者に代わられて御説明下さいましたが、そういう意味でありますと、今ここにたとえは十八ページに掲げましたように、将来人口不足が生ずるからこうとなければいかぬということは何も言う必要はないと思ふ。現在でも本多善内委員のおっしゃつたような現象はあり得るわけです。労働移動が完全に行われている限りにおいては所得の不均衡があるということはあり得ないわけです。従つて潜在失業の発生はあり得ないわけです。労働力の移動が行われていないということ、これはつまり賃金が違ふということ、賃金が違ふということは結局技術の身のつけ方が違つていふということが主なる原因だらうと思ひますが、それすれば必ずしも将来の問題を——人口増加の減少が生ず

るのはおそらく二十年元てしようが、その二つの問題をなせ今ここに持ち出す  
必要があるだろうか。その問題は抜きにしても、今本多野田委員がおつしやつたよ  
うな意味でも、國民經濟の近代化ということとは非常に必要なので、何も今猶在  
失業が多いが、その対策を立てなければならぬというときに、わざわざ将来の  
人口の増加が減つてくるときには労働力が減少するので、だから經濟の革新化  
が必要だということとを今この場で言う必要はないと思う。将来何年か先、おそ  
りく十何年か先のことだと思ひますが、その二つのことを今ここに言う必要は私に  
全然ないと思う。

それでももちろん労働移動の不完全ということ、これは靜態的な規定ですが、  
それはもちろん必要でありますし、また動態的な問題として産業の不平等発  
展ということが言えるわけです。その不平等発展を解消させるような方策と  
いうものが必要なことはいふまでもないと思ひます。何も人口の増加の減退  
と結びつかないでも、それはそれだけで必要だと思ふ。そういう意味で、こ

の文章には、人口増加の減退ということが書いてありますが、それは要りないのじやないかという気がする。先程就業時向の問題が出ましたけれども、潜在失業の問題は所得の問題とそれから自分の労働の評價つまりたとえは一月に何時向の報酬を得るかということから出てくるわけですね。所得の指標をつかまえるのは非常にいいと思いますか。そうなればこれは所得の指標だけを通すべきなんで、そこには賃金の問題も時向の対価も問題にされていらないというような気がする。たとえばハペーシの終りから九ペーシにかけて「潜在失業的就業増加の一端はここにもはつきり窺われよう」と書かれています。「ここにも」というのは平に時向しか書かれていない。つまり所得が一定であれば、時向と所得をかければ収入が出てくるというのであるならばこれはこれでいいわけですがその就業者の内容を問題にしなければいかぬと思う。これは家庭のおかみさんとかおじいさんとかおはあさんとかいう人が圧倒的に多いということですね。三十五時向未満という人の間には、そういうた勞働力の償とかある



いは能力とかということと同様にせず、ただ時間だけを問題にするという二  
とは、多少われわれ経済学をやっている者にとつてちよつと不慣れな点があるよ  
うな気がするわけです。これはあまりに専門的な話で、一般的でないかもしれ  
ませんが、そういう点を、これは特に答申案でありますから、広い層を相手に  
に答申することには——相手は総理大臣でありましょうけれども、国民に対する  
答申ということになると思ひますので、その点の理解があれば非常にけつこ  
うだと思ひます。

○本多専門委員 前の問題ですが、労働市場の不完全性から潜在失業の問題を考へる  
ことは将来と現在とを肉わず大事な問題であるとおつしやうたことはその通り  
です。ただ現在はそういう近代的な産業で必要は労働力には不足してはいないわ  
けです。ですから現在でも余つた労働力というものはたくさんあるのですけれ  
ども、実際にそれを吸収する余力がないわけです。将来になりますと、二つあ  
のほしい方で足りなくなつて、現在余つているものがそれだけ残る、過剩が残

るという事になつては困る。もつと詳しく申しますと、現在は足りてゐるものだから、余つてゐる方の質的改善という事を忘れがちになるわけでありませう。だから現在の政策では、そういう忘れがちになることを放つておかすに、もつと積極的にそういう政策に努力しなければならぬということ強調するために、特に将来のことを考へてここにあげてあるわけです。別にむたな事によけいな事とはなく、むしろ人口問題審議会からの提議としては一番大事な事ではなないかと思ひます。

それから就業時間の問題は、これも非常に誤解があつたかと思つて下さる。その前の方から一三四と各項目に分けてあげてきました。特に全人口、全労働力を対象として何かの数字を出せば、こういう数字もあげられる。そういう意味で就業時間別の数字が上つてゐるわけです。ほんとうにその一端をのぞいてみれば、という意味なので、この調査の中から特に時間の数字だけをあげてそれだけに重きを置いてゐるわけではないのです。そういうふうな御理解を願ひます。

○工藤委員

今御説明があつたのと大体同じですか。将来の問題をここに書く必要はないというお話であつたのですが、労働の眞の問題なんかもやはり将来を見通した一つの対策を考へていく必要がある。それから労働時間の問題ですが、これは猶左失業の一端をここに現わしたという事になつてゐるのであります。全般を指したわけではない。ことに最近ではパートタイム、アルバイト的にやつてゐる人もあるようです。私の家の近所にも失業して就業できないために、ごく短時間働いてわずかの収入でなんとかやつてゐるという人もあるわけなんです。ですから時間の問題もそういう意味で、ごらんをいただければ御了解かつたろうと思ひます。

○永井会長

よろしうございますが、——それではほかに御質疑がありませんければ採決いたしたいと存じますか。

○工藤委員

会長、その前にちよつと、起草委員会はなはだ粗漏でございまして、今般召委員から御注意を受けたのでございしますが、またこの文章の中に「われ

われは」というのか三カ所残つております。これも適當な續きで「われわれは」を削ることをお認めいただきたいと思つております。たとえば十三ページに「われわれの不承とするところである」というのかございますか。「われわれは」を削つてこれを「はたはた遺憾である」というふうな言葉にかえていくとか、それからその次に「われわれは潜在失業について云々」というのがありますか、それも「われわれは」を何とか取つておかねはいかぬと思つて、それからもう一つ十六ページにも「経済拡大は早期に行詰りを露呈する。われわれは」とあるのですか。これは「従つて」というふうにかえて「われわれは」を削る。そういうふうには多少の訂正を一つお許しを願いたい。

○永井会長　それでは今工藤委員のおつしやつた通り発表の際にこの本決議のときに字句を訂正させていただきます。

○大志摩委員　今二つになつてあれするものもどうかと思つておりますが、実は私しはらく会社の方が忙しくよく熟読しなかつたのですが、今日御朗読になりました。詳細

なお話を伺いましたので、まあ自分の感じたこと、意見を少し述べさせていた  
だきたいと思うのですが、第一にこの決議案はという順序で総理大臣に答申  
されることとなりますか、それをちよつとお伺いしたい。

○永井会長 私から申し上げますが、これは後ほど申すつもりでございましたが、厚生

大臣、労働大臣、経済企画庁長官、それから内閣の総務長官に親しくお会いを  
いたしましたして決議案を提出して御説明申し上げます。あるいは総理大臣にもお会  
いかてきますれば直接申し上げます。それから各大臣には全部お回りすることも  
困難でありますから書面で提出いたしたいと思っております。

○大志摩委員 それからこれは消左失業問題が主になっておりますが、人口向顧審議  
会を取り扱う失業問題というものは、日本の人口の事情並びに失業の状態とい  
うものがほとんど慢性的になつてゐるのじやないか、従つてそれに対する対策  
というものはおのすから将来にわたり慢性的なものに根本的にどうするかとい  
う問題つまり恒久対策と、それから現在の失業状態を直視してこれに対する応

急対策と、こう大体二つに分けられるのしやないか。アメリカの最近の例を見ましても、御承知の通りアメリカには景気後退で失業問題が非常に大きな問題になつてゐる。そこでアメリカの朝野をあけて現在のアメリカのリセッションをいかに克服するか、その中心問題はやはり失業問題がたいふ大きな問題になつてゐるようでありませう。最近のアメリカの雑誌なんか拝見しても、リセッションというものは單に失業問題だけではありません。もちろん景気の回復というような大きな問題がそれに対する対策としては、金融面では金利の引下げをするとかあるいは貸出しをなめらかにするということのようなことで、準備銀行の手元資金を円滑にするとか、あるいはまた減税をして國民の所得の蓄積をはかる。それから失業対策としては公共事業を盛んにして過剰の失業者を吸収する。というようなこと、それから失業保険期間、これはアメリカは各州によつて異なる期間が違ふ、それをみな数週間伸ばすとか、いろいろな応急対策をアメリカ人はしきりに講じてゐるわけです。ところがこの審議会で取り扱う問題は、この

審議会そのものは人口問題が起る慢性的な問題を解決する、つまり基本的というが恒久的な問題に対する対策を中心にして、並びに応急対策もあわせて答申するというような形をとつたりどうかしら。そこでこの恒久対策といいたしましは、最後のところに「若年失業発達の根源をたつためには」というところに書いてございますが、「教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進」これらは実は恒久対策としては非常に重要な問題でないか、私は特に海外移住会社をやつてゐる関係上、海外移住に非常に関心を持ち、海外移住問題というものは人口問題並びに人口の収容力を解決する有力な手段である、なかなか困難な問題でありますけれども、それがつまり過剰人口ないし失業問題を解決する一つの有力な手段であるのではないかと思ふ。しかるにこういうことがあつたところになよ二つよ二つ書いてあるだけで、こういう問題はもう少し全面的に恒久対策としてはもつともつと展開する必要があるのじやないか。これは前回でもちよつと私申し上げたことですけれども、それから最低

賃金制の問題その他のことをここにいろいろ書いてありますが、これは現に議  
会でも問題になつております。この国会で通るのか通らぬのか、またはつきり  
しないようですが、これらも応急対策であるしまた一面から見れば恒久対策で  
もある。こういうことの重要性と海外移住の恒久的重要性というものは並列し  
てしかるべき性質のものじゃないか。産業教育や職業訓練の徹底というような  
ことももちろん恒久的な性質のものですけれども、これは何といいますが、恒  
久対策と応急対策、恒久対策としてはこうするのだというように掲げた方が、  
かえつて政府の方でも施策をする上において考えやすいのじゃないか。こうい  
うことをちよつと先ほどからの皆様の御説明によると感じた次第です。これは  
私の單なる――別に根本的にこの案に私不賛成の意味ではありませんけれども、  
何かこれについてのお考えなりを伺わせていたいただきたいと存じます。

○永井会長 私から一応申し上げますが、たいまの御意見を伺いますと、すべてに人

口収容力に関する決議の中には基本対策、緊急策というふうに分けて書いてこ



ございますが、今回は潜在失業だけを扱っておりますので、続いては人口の質的向上に關する決議、それから人口の地域的再配分に關する決議もいたすように、それぞれ準備をいたしております。そんなわけで結局は人口問題の解決に關する総合対策は結論として出てくるのたろうと存じております。そうしますれば従つて今の御希望の通りにいくのじやないか。二とに移民の問題は特に別についての決議として出したいという私個人としては希望を待つておりますので、とうせ今回の決議ですべてを網羅しているわけではございませんから、そのことをお含みを願います。

○大志摩委員 了解いたしました。

○北岡専門委員 私は失業問題に關する意見は、前に述べましたように、私は専門委員でありまして、今意見を言う必要はないと思ひますけれども、黙つておつてこれか通りますればこれに賛成をしたように思われたいけませんから、ごく簡単に私は申し上げておきたいと思ひます。

私は失業の防止もしくは雇用の拡大という問題は、潜在失業であれ顕在失業であれ、これは購買力の増進、有効需要の増進をはかりなければできないものではないと思つていたのでございまして、ところが日本ではそれを露骨に申しますと、すぐそれはインフレであるといつて世向かり反対するので、購買力を増加してもインフレを起さない方法をわれわれは考えなければならぬ、そこに重責をおかなければならぬと思つます。この決議案にもどこどころさういうふうに積極的によれとか需要を拡大しろという御意見も現われておりますけれども、さてどういふふうに積極的によろのか、どういふふうに規模の拡大をやるかということは書いてない。それを書くこととすぐに世向かり反対があるから書いてない。それでは無難ではございませうが、ほんとうに世論を指導するといふ力がないのではないか。しかし今申しましたように購買力を増加しろということ、すぐそれがインフレを起すということと叩かれますから、この委員会でする方はみんなものであろうと思つますが、私はやはりさういふような研究会

六六  
こういうような審議会はほんとうに有効な方法としましては雇用を拡大させるための有効な方法としては購買力の増加をはかるといふこと以外にはないのですから、それとインフレとが矛盾しない方法を考えるといふところには主力を注がねばならぬたろうと思ひます。その点を付す、これはこの前申し上げた点でございますが、もう一ぺん繰り返しておきまして、私自身はこれ自体には反対はないのですが、これではもの足りない、これだけでは世間を指導する力はない、こう思ひますので一言所見を申述べさせていたたきました。

○永井会長 何かほかに御発言はございせんか。

○工藤委員 今北岡先生から御発言のあつた点はごもつともな人ですか、今あつしやつたようにインフレを伴わないで購買力をふやしていく、ここに非常にむすかしい点がございます、もしそういう点について具体的に北岡先生のお考えになつてゐる点があれば、別の機会でもいいですから、そういうものをお示し願つて、そうしてこの決議を推進していただくような力にしていたらいい

のしやないかと思ひます。

○沢田委員　いろいろ御高見を拜聴するのでありますが、私自身としても現状の分析とか將來の見通しとか、ここにありますが、非常に向題それ自身が複雑ですからして、なかなか千古不滅の鉄則というものをここに生み出すということはずすかしいのであつて、それを求めておつたらいつになつたら結論に達するかわからぬ。他方、潜在失業の問題を解消するというむすかしい問題がありますから、まあとにかく多少の異論もありましようし、將來またいろいろな事態の変化に対処すると当らないところが出てくるかもしれませんが、これだけのことではこの際やつていただくという趣旨です。いふん長い向審議にかかられたわけでありますから、これを一つ採決なさいますように。ただそれに付随して要望いたしたいと思ひますことは、今会長が説明されたような方面にこれを提出して、そうして政府においてできるだけこれをここにあります対策のとき、はすみやかに実施していただく。そういうふうな一つ会長初め皆様の監視並び

に努力を要望しておきたいと思つたのでございます。

それから第二点は、今大志摩委員からお話がありましたか、海外移住の問題です。これは二、三回この席でも話が出まして、私も大志摩さんの言われるようにもう少し海外移住の問題は大きく取り上げることをご希望する一頁でありますか、しかし今も会長から説明がありましたし、この前からの会長のお話でこの問題は別個の一部会か二部会を取り上げて審議を進めていくつもりであるという御方針であることも伺つております。ただ一、二専門委員の方々の二の会以外で雑談を伺つておりますと、この海外移住の問題を取り上げるということとは、内閣に海外移住審議会があつてそこでこの問題を特に審議しておられるのであるから、その経緯等もながめながらこれをやつたりいいのぢやないか、というようなお説も承りました。海外移住審議会も、私記憶があるのですが、なかなか堂々たる構成でありますけれども、構成が堂々たるものであるだけにわれわれの希望するように迅速な進展を示していない現状でありまして、この方面はこの方面でやられるとして、かりに海外移住審議会の方が敏速に進展す

るにいたしましたも、その審議会が扱うこの海外移住の面と人口問題審議会で取り扱う面とはおのずからまた別個の面があるかもしれせん。これはいかに万一面から考慮してもらわねばなりませんから、この決議を採択させていただきますと同時に、第一にその実施をせむ迅速になさるよう工作を続けていきたい。第二は海外移住の問題は、今のような事情でありますから、内閣にある海外移住審議会の進展と見合せることもよろしいのですけれども、人口問題審議会で、この問題を、会長のお話がありましたごとくに一応片づきましたならば、一部会なりオニ部会で取り上げて、審議を進めていくことをやつていただけたい。この二つの要望をつけ加えまして決議案に賛成いたします。

○吉田専門委員代理 私幹事でございますが、吉田さんが用事がありましたして帰られましたので、私ちよつと承わりたいと思つたので、ございますけれども、先ほどあなたかの御発言がございまして、潜在失業対策につきましましては恒久的な対策とそれから恣意的な対策とがあるのじやないか、そういう恒久的な対策あるい

は恣意的な対策につきましているいろいろの研究をする必要があるのじやないかとい  
うような御趣旨に承わったのでございませう。それで私は総理府の者でございま  
すが、この前の総会の際にも藤原委員の代理ともしましていろいろ意見が申さ  
れていろいろわけでございませうがその意見といたしまして、御承知のように総理府  
に雇用審議会がございまして、雇用審議会において雇用構造それから雇用状態  
雇用状態改善のための施策、失業状態に関する調査審議というような問題を中  
心としまして、いろいろ調査審議するということになつていろいろわけでございま  
す。それで現在雇用審議会におきましては、全面的な雇用、失業に対する対策  
のために恒久的な対策につきまして才二部会というものが設けられてあります。  
それから恣意的な対策につきまして才一部会というものが設けられております。  
そういうふうな恒久対策あるいは恣意対策についてそれぞれ部会が充て足しまし  
ていろいろ活動いたしているわけでございませう。そういうふうな現在仕事が進  
行しているわけでございませうが、そういう事態とそれから当人口問題審議会も

その方についていろいろ研究されているのでございしますが、今後の調整の問題としまして、人口問題という立場からこの問題をどういふふうにお考えになつておられるか、あるいはどういふふうに対処されるのであるかという点でございします。雇用審議会でも恒久対策、応急対策についていろいろ審議をしております。この事実がある。そういう方向でやつていられるわけにございしますが、それに対してどういふふうな調整を当人口問題審議会としてとられるのか、どういふふうな点を調査審議されるのであるかという点でございしますが、その点についてちよつとお聞かせ願いたいと思ひます。



○永井会長 私がり申し上げますか、雇用審議会なり海外移住審議会なりはそれぞれ立場があります、この審議会は人口問題の見地から対策を考究いたしてありますので、多少重複はまぬかれないと存じますが、なお大体の恒久対策は人口収容力の決議案のときに充分説いていたいて、またあらためて全部一通り審議が済みましたならば総合対策を考えたい。そのときによく、たたいまお話のような御希望を達することかできぬのじやないかと思っております。しばらく時期をお待ち願ひしまして、なお雇用審議会の決議の御模様、海外移住審議会の決議の御模様を拜見いたしまして、よくそれと調整をとつて総合対策をとつていきたい。もうしばらく時の余裕をいただきたいと思ひます。

それではもう大体御意見は尽きたものと拜見いたしますけれども、この最後の原案を御採決願ひたいと思ひますが、御異議はござりませんか。御賛成を願ひますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

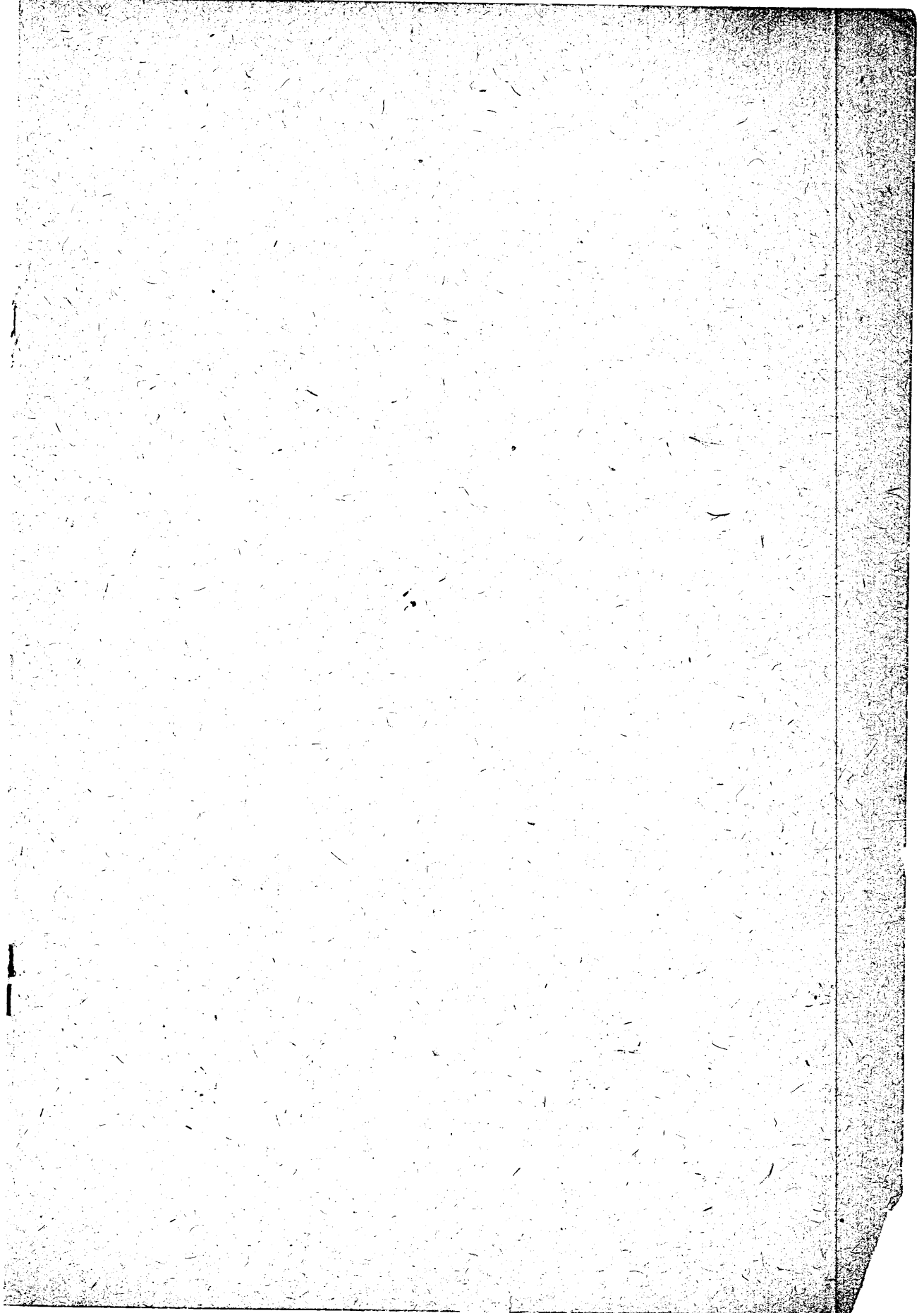
○永井会長　それでは満場一致をもつてこの原案を採択を願ったことといたします。

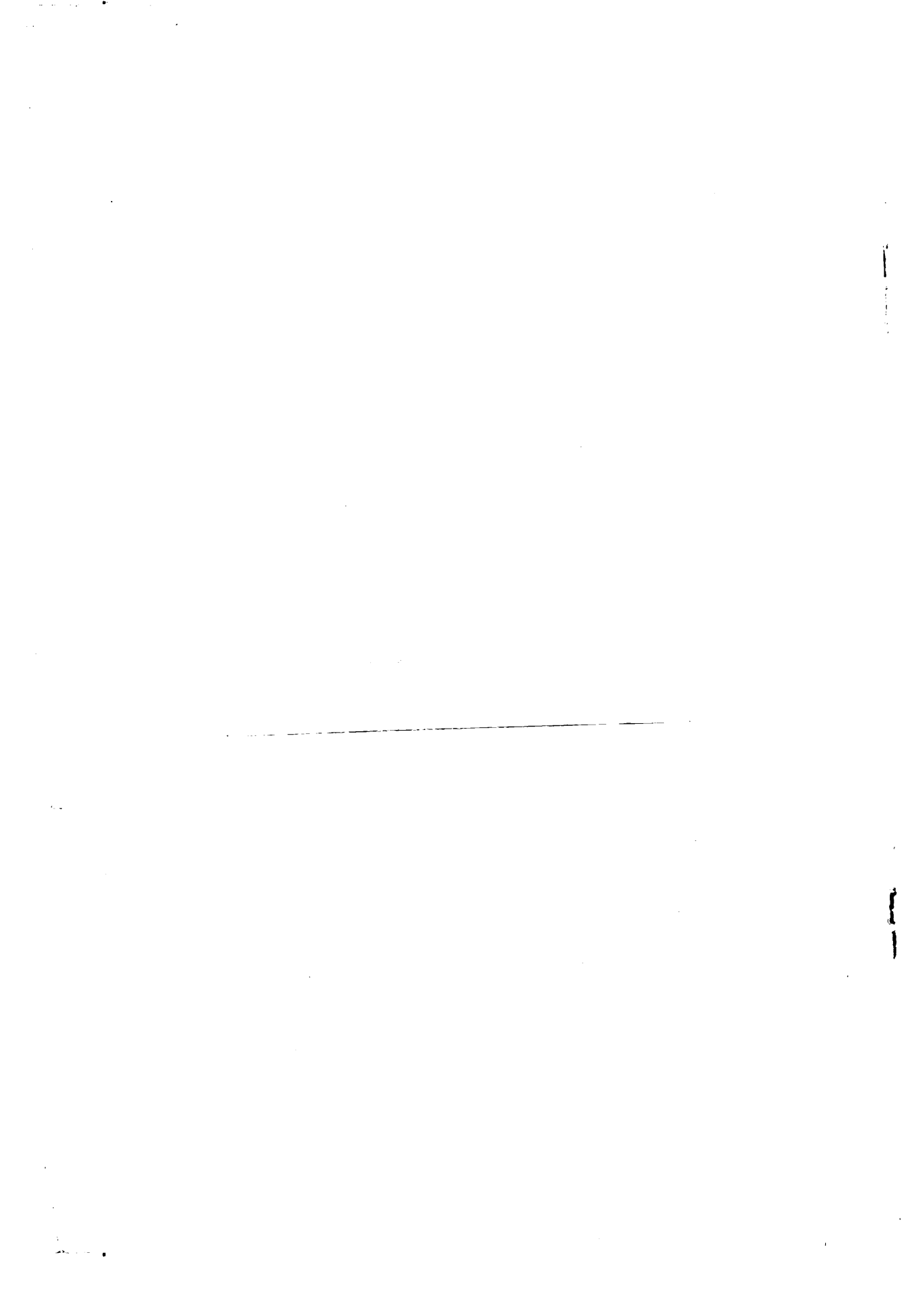
ありがとうございました。

終りに一言申し上げたいのは、この決議の取扱い方の問題でありますか、厚生大臣には私が直接お目にかかりまして、この決議の要旨を直接申し上げたいと思います。なお新聞に発表の時期は会長に御一任を願います。ただいまのことでは新聞社の方の都合もありまして、明日は記事が掲載されているのであります。明日の午後に、厚生省にクラブがありますからそこに新聞記者の一人一同に、私が黒木企画室長と一緒に参加しまして説明をいたして発表いたすつもりであります。明朝から午後にかけてまして関係大臣にお目にかかつて御説明を申し上げます。こういう予定であります。そういうことを私におまかせをいただきます。たい、御了承を願いたいと思ひます。

それではこれをもちまして散会することにいたします。

午後三時四十二分散会





国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 1 9